

## 潟上市男女共同参画センター利用団体登録要綱

平成21年2月3日

告示第10号

(趣旨)

**第1条** この告示は、男女共同参画の推進を目指して活動している団体との連携を図るため、潟上市男女共同参画センターを利用する団体の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

**第2条** 前条の登録(以下「登録」という。)の要件は、次のとおりとする。

- (1) 構成員の過半数が市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学していること。
- (2) 団体として、男女共同参画に関する学習や活動を継続的に行っていること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体であること。

(登録の申請)

**第3条** 登録の申請をしようとする団体は、潟上市男女共同参画センター利用登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(登録の申請時期及び有効期間)

**第4条** 登録の申請は、随時行うことができる。

- 2 登録の有効期間は、当該登録の日から、その日の属する年度の3月31日とする。有効期間満了により登録の更新をするときは、新たに登録の申請を行うものとする。

(登録の承認)

**第5条** 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、潟上市男女共同参画センター利用団体登録決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(登録団体の取消し)

**第6条** 市長は、申請内容に虚偽があることが判明した場合、男女共同参画センター使用方法が不相当であると認めた場合、又はこの告示の趣旨に反する行為があったと認めた場合には、登録を取り消すことができる。

(活動の発表)

**第7条** 登録団体は、その活動内容について、団体の構成員以外の市民等に対し発表を行うなど、情報発信等に努めるものとする。

(登録団体への支援)

**第8条** 市長は、登録団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(その他)

**第9条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年3月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

潟上市男女共同参画センター利用団体登録申込書

年 月 日

潟 上 市 長 様

住 所  
団体名  
申請者氏名

潟上市男女共同参画推進センター利用団体登録要綱第3条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

団 体 名	
代 表 者	住所 〒 氏名 電話 FAX
構 成 員 数	人（うち市内在住・在学・在勤 人）
活 動 の 目 的	
活動を始めた時期	年 月
年間の主な活動	
事務局又は 連絡先	住所 〒 氏名 電話 FAX

※団体の規約や活動についての資料を提出していただく場合があります。

様式第2号（第5条関係）

潟上市男女共同参画センター利用団体登録決定通知書

年 月 日

団体名

代表者 様

潟 上 市 長 ⑩

年 月 日付けで申し込みのあった、潟上市男女共同参画推進センター利用団体登録について、次のとおり通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 登録します <input type="checkbox"/> 登録しません
登録有効期間	年 月 日から 年3月31日まで
登 録 番 号	第 号
備 考	

※潟上市男女共同参画センターの利用については、「潟上市男女共同参画センター管理運営規則」に従ってください。